

新型コロナ・ウイルスに関する情報共有（その20）

1 国内感染者発生状況

3月22日、保健省は新型コロナ・ウイルスの罹患者数を次のとおり発表しております。（3月22日18時時点（当地時間））

バーレーンにおける確定症例数は334名

（うち治癒者数149名，死亡者2名）

※バーレーン保健省ホームページ

<https://www.moh.gov.bh/COVID19>

2 報道によりますと、当地当局は、刑務所内での新型コロナウィルス感染拡大を懸念し、一部受刑者を釈放したとのことです。釈放されたのは、外国人も多く含まれているようです。現時点で治安が悪化している等の情報はありませんが、念のため戸締まりや外出した際の周囲の状況等には十分注意をしてください。

3 報道によりますと、保健省は、新型コロナウィルスに関する「自宅待機」中のガイドラインを発表しました。

- ・自宅待機期間中は火災の場合を除いて、外出してはならない。
- ・待機場所は、ジムやランドリー等の共同施設があるホテルや寮などではなく、自宅とする。
- ・自宅待機中は、風通しの良い個室にて、介護者がすぐに来られる状態にしておくこと。また、携帯電話等の連絡体制を保持しておくこと。
- ・清掃には最初、通常の家用品用洗剤を使用すべきである。その後、水洗いしてから、0.5パーセントの次亜塩素酸ナトリウム水溶液によって消毒する（次亜塩素酸ナトリウム水溶液は強酸性物質と混ぜると有毒ガスが出ますので、使用には十分注意してください。）。
- ・自宅待機者が使用する部屋をよく手が触れる場所を常に清潔にし、トイレや風呂を少なくとも1日2回消毒する。
- ・服、シーツ等のリネン、タオルを、洗剤を入れた60度から90度のお湯で洗い、完全に乾燥させる。また汚染されたリネンは、ランドリーバックに入れる。
- ・使い捨て手袋は使用後に毎回廃棄する。再利用可能な手袋は、石けんと水で洗った後、0.5パーセントの次亜塩素酸ナトリウム水溶液で洗浄する。手袋の使用前後はよく手洗いをする。

- ・手袋やマスク等のゴミは、自宅待機者の部屋のふた付きのゴミ箱に捨てる。
 - ・症状を発症した者はホットライン「444」に電話すること。
 - ・公衆衛生局は、日頃、薬を服用している待機者には、必要な薬を提供する。
- また、隔離が終了した者には、その後の手続を連絡する。

【新型コロナウイルスに関するバーレーン政府の諸対策】

(以下は以前ご連絡した内容です。)

● 国内対策

- (1) レストランの営業は、デリバリーとテイクアウトのみとする。
- (2) 一ヶ月間、全ての映画館の営業を停止する。
- (3) スポーツセンター、ジム、プール及び娯楽施設の営業停止
- (4) シーシャカフェでのシーシャの提供を禁止し、飲食物のデリバリーとテイクアウトのみの営業とする。
- (5) スーパーマーケットの始業後最初の1時間は、高齢者及び妊婦のみ利用可能とする。
- (6) 20人以上が集まる集会・会合を避け、不要な外出を避ける。
- (7) 不要不急の渡航は避ける。
- (8) バーレーンに到着する全ての渡航者に対する検査を実施し、14日間の自宅待機を義務づける。
- (9) 全ての教育機関は、通知があるまで閉鎖をすること。
- (10) 公的機関及び民間企業は営業を継続する。
- (11) ショッピングモールは引き続き営業を行う。

● 航空便の減少

現在、バーレーン国際空港発着航空便の減便措置がとられており、多くのフライトがキャンセルとなっておりますので、渡航を予定されている方は、航空会社へ問い合わせるなど、最新のフライト情報を収集してください。

● オンアライバルビザの発給停止

現在、オンアライバルビザの発給が停止されております。

バーレーン居住者以外の日本人は、事前に査証を取得しないと入国できませんので、ご注意ください。なお、eビザの受付は継続することですので、必要な場合は、以下のURLから申請をしてください。

<https://www.evisa.gov.bh/>

● 入国時の手続き

(1) 咳、高熱等の兆候がない場合

渡航者は、健康申告書を記入し、空港脇に設置されたテントにて検査を受け、14日間の自宅待機を指示されます。後ほど検査結果の通知があり、陰性であった場合はそのまま自宅待機、陽性であった場合は医療施設に隔離されることとなります。

(2) 咳、高熱等の兆候がある場合

渡航者は、健康申告書を記入し、空港脇に設置されたテントにて検査を受け、その後、隔離施設にて検査の結果を待ちます。陰性であった場合は14日間の自宅待機を指示され、陽性であった場合は医療施設に隔離されることとなります。(保健省から指示された自宅待機を破ると罰則を受ける可能性があります。但し、保健省及び入国管理当局によると、自宅待機中にバーレーンを出国することは可能とのことです。)

● 入国禁止措置

内務省は、過去14日以内にイラン、イラク、レバノンに滞在又はトランジットした者は、バーレーン国民・居住者、GCC国民を除き、入国を禁止する旨、発表しております。

● 当地政府における在宅勤務の推進

政府は、22日より2週間、省庁を始めとする政府機関において、状況に応じ、かつ市民生活に影響を及ぼさない範囲内において、最大50%の職員が在宅勤務を開始すると発表しました。これは新型コロナウイルスの国内での感染拡大防止及び教育機関の休校措置が講じられる中での保護者に対する支援を考慮した措置であるとのことです。

【問い合わせ先】

在バーレーン日本国大使館 領事部

メールアドレス：nippon@bh.mofa.go.jp

当館公式サイト（日本語） http://www.bh.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

電話：+973-1771-6565

F A X：+973-1771-5059

休館日はこちら <http://www.bh.emb-japan.go.jp/japan/aboutUs3.htm>

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願い致します。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>